

座談会「公開草案の開発を受けて」(後編) IFRS S2号に相当する「気候基準(案)」



(後列左より) 宮坂委員、森委員、菊池委員、関口委員、峰雪委員、井口委員

(前列左より) 勝部委員、高村委員、藤本委員、川西委員長、中條委員、阪委員、川那部委員

座談会「公開草案の開発を受けて」(後編)は、以下の委員により行われた。

東京電力ホールディングス(株) 秘書室 社長付部長	かつべ やすひこ 勝部 安彦
東京海上アセットマネジメント(株) ESG スペシャリスト	きくち かつや 菊池 勝也
東京大学 未来ビジョン研究センター 教授	たかむら 高村 ゆかり
日本製鉄(株) 財務部部長	みねゆき てるふみ 峰雪 輝史
(株)三菱 UFJ 銀行 経営企画部 サステナビリティ企画室 室長	みやさか みつる 宮坂 充
日本公認会計士協会 テクニカルディレクター	もり よういち 森 洋一
[司会] サステナビリティ基準委員会 常勤委員	ちゅうじょう えみ 中 條 恵美

はじめに

司会 2024年3月29日、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）は3つの公開草案、すなわち、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準（案）」という。）、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準（案）」という。）及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準（案）」という。）を公表しました。

本座談会は、これらの公開草案のうち、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が公表したIFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」と

いう。）に相当する基準である「気候基準（案）」について、我が国の資本市場関係者の皆様に公開草案の内容をよりご理解いただく契機としていただくため、基準開発にあたり委員の皆様がどのようなことを考えられたのか、また、関係者の皆様に対して特にどのような点についてご意見を伺いたいのかについてお話いただくことを目的としています。

司会は、私、中條が務めさせていただきます。

（※編注 以後、各委員の発言は、所属する組織の意見ではなく、個人の意見である。）

温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告

司会 最初のテーマは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づく温室効果ガス排出量の報告です。「気候基準（案）」ではIFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という。）と同様に、温室効果ガス排出の絶対総量の開示にあたって、GHGプロトコルに基づく測定を求めています。法域の当局又は上場する取引所が異なる測定方法を用いることを要求する場合には、その報告を用いることができるとしています。我が国の場合は、温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告がこれに該当すると考えられますが、温対法に基づく算定期間は、企業の決算期にかかわらず一定のため、サステナビリティ情報の報告期間と異なることがあります。この点については、報告

期間の乖離をどこまで許容するかなどについて意見が分かれたため、審議を振り返って、それぞれのお立場から、皆様のご意見を伺えればと思います。

まず、勝部委員、お願いいたします。

勝部 温対法の報告値は、その時点での企業のCO₂排出量を可視化したものですが、その背後にある目的は、企業のCO₂削減の取組みを推進するということと考えています。IFRS S2号に基づく情報開示でも、基本的にはCO₂削減に関する企業の戦略や取組みを利用者に理解いただくことが目的であり、それは温対法報告の目的と共通していることから、温対法に基づく報告と、投資家への情報開示との整合をとることが重要だと思っています。この点については、

他の委員の皆さまと大きな異論なく議論を進めることができました。算定・報告時期の両者の相違について一定の条件はあるものの、基本的には温対法報告をそのまま投資家向けの情報開示に使えるという形になったのは、現時点では妥当ではないかと考えます。今年度も、次期エネルギー基本計画や、国の CO₂ 削減目標（NDC）の見直し、さらにグリーン・トランスフォーメーション（GX）関係の制度設計の具体化検討等が予定されており、政策・事業環境も変化することが予見されます。そのような状況も踏まえて、作成者の立場では、一貫性をもって制度に基づく報告と、投資家向けの情報開示ができ、また、利用者への有用性と作成者の業務負荷が適切なバランスとなるよう、継続して議論させていただければと思っています。

司会 ありがとうございます。それでは、菊池委員、お願いいたします。

菊池 温対法に関して、この公開草案の中での位置付けを考えると、ISSB 基準との比較で、ここが一番大きな差異ではないかと考えています。もっとも、日本においては温対法による報告が定着しているので、この情報をどのように開示される企業の負担にならないように生かしていくかという論点が非常に重要だと思います。しかし、その期日がかなりずれてくるということに関しては、データのユーザーという立場からすると、大きな問題があるのではと思っています。特に、有価証券報告書という媒体は、決算期末における企業の状況を幅広く開示いただき、分かりやすく説明いただく媒体であると思いますので、報告期間を極力合わせていただくことが、つながりという観点でも極めて重要になってくる



東京海上アセットマネジメント(株)
ESG スペシャリスト 菊池 勝也氏

と思います。この課題をどのように考えていくかということは、公開草案で完全な回答になっている訳では必ずしもなく、今後の継続した議論が必要なのではないかと思っています。

それから、温室効果ガス排出量ということに関して、温対法から若干論点はずれるのですが、追加でお話をさせていただくと、スコープ3の開示は、ユーザーとして非常に重要性が高い情報だと考えていることを挙げたいと思います。もちろんスコープ3の計算の手法等に関しては、さまざまな論点があることを認識していますが、バリュー・チェーンにおいて、どのようなリスクと機会が存在しているのかを整理するには、スコープ3を算定していただくという作業が、可視化という点で重要になると思います。

最後に、もう1つだけお話をさせていただくと、この温対法による開示にも関連することですが、温室効果ガス排出全体として、その計算の基礎となるデータをいかに整備していくかという論点を強調する必要があると考えています。これは基準そのものの議論ではありませんが、基準にいかに

対応していただくかという観点で非常に重要な論点となると思っており、基盤となるデータ整備の議論が、この基準をきっかけに進んでいけば、日本の情報開示が向上していくのではないかと考えています。

司 会 ありがとうございます。それでは、峰雪委員、お願いいたします。

峰 雪 作成者からの意見ということですが、最初に中條委員からご説明があったように、ISSB基準がGHGプロトコルの採用を提唱しているなかで、今回のSSBJ基準案においては温対法に基づく開示を認めたことは、温対法の作成実務が定着しつつある中では、非常に実務感覚に沿った形なのではと考えております。温対法とGHGプロトコルという2つの数字が出回ることは、利用者の皆様方にとっても決して望ましいことではないと思いますので、そういった意味合いでも、温対法に基づく開示を認めたのは非常に良いことと感じております。

もう1つ議論にあったのは、報告期間についてであり、実質的に1年前の温対法提出数値での開示となると、最大15か月のずれがあるというところに関して、その適時性の議論があったと認識しております。理想を言えば、当然期間を合わせることにしたいと思います。温室効果ガス排出量を算定する実務、もしくは今後導入されるであろう第三者の保証業務といったところを考えると、今回の公開草案は現実的なところなのではと思っております。そもそも気候関連のサステナビリティ課題というのは、短期的に解決するものではなく、2030年や2050年といったように非常に息の長い長期的な課題ではあると思いますので、それに向けてどう対応するのかを、非常に息

の長い情報をプロットしてフォローしていくことが、今後、行われていくのではないかと思います。そのような意味合いで、この15か月のずれをどこまで許容するのかというのが、今後の議論になってくるのではと考えておりますが、作成者側としては、費用対効果で考えると許容され得るのではないかと考えております。加えて、作成者側としては、法定開示という観点では最大15か月ずれるかもしれませんが、実際には7月末に提出した温対法のデータを、法定書類には間に合わないかもしれませんが、例えば、ホームページで公表するなどの対応も考えていくと思いますので、そうなれば、15か月ほどの差異も出ないのではと考えております。

司 会 ありがとうございます。それでは、宮坂委員、お願いいたします。

宮 坂 作成者の立場で申し上げますと、自社としては、温対法報告をしつつも、グループ・グローバル・ベースでGHGプロトコルに沿った報告をしています。そのため、今回の公開草案で議論が分かれた1年を超える場合の定めについては、実はニュートラルでありましたが、作成者といいましても、さまざまな規模や準備状況の企業が含まれることを考慮しますと、今回1年を超える場合に一定の事項を開示するとしており、便益と負荷のバランスを考慮した合理的な案ではないかと思い、賛同しています。

一方、金融機関、とりわけ私ども銀行のケースは、スコープ3のカテゴリー15においてファイナンスド・エミッションを開示する必要があり、その計測には投融资先の温室効果ガス排出量を使います。これには多数の企業のデータを使うので、外部ベン

ダーのデータなどを使うのが一般的になるかと思います。スコープ3を開示する作成者の立場としては、開示データの品質を高めるためには、企業のデータ品質も高くないと、結果として高められないということになるので、やはりそのデータ自体は新しいものであることが望ましいと思います。ただ、現状は、このようなデータ品質や入手可能なタイミング自体に課題があり、この課題は時間をかけて改善されるものだと思っていますので、今回、企業に過大な負担とならない公開草案となったのは良かったのではないかと思います。

もう1点、温対法とは直接関係のない話になるかもしれませんが、仮に3月決算の企業が6月に有価証券報告書で報告する場合、実務上の算定期間が短くなるため、4月から翌3月の期間について、特に1月から3月については、すべて実測データを使うのが難しいのでは、という声が社内外から多く聞かれています。特に、賃借物件の電力データなどが非常にぎりぎりになると聞かれており、おそらくこの点は見積りなどを使っていくのではないかと想定しています。ただ、この点は、実務が浸透していく中で全体として早期化していくのではないかと考えています。

司 会 ありがとうございます。では、森委員、お願いいたします。

森 温室効果ガス情報は、気候リスクあるいは機会の大きさを表す非常に重要な情報と考えております。また炭素集約度や炭素生産性というように、温室効果ガス排出量と売上高生産額、付加価値といった財務指標との関係性を指標化し、ベンチマークする実務もございます。企業の状況を表すファンダメンタルな指標としての位置

付けが強まっており、こうした位置付けは、今後、より一層重要になってくるのではないのでしょうか。日本では、温対法において、温室効果ガス排出量に関する算定・報告・公表制度（以下「SHK 制度」という。）が設けられ、この制度への対応という形で排出量の算定実務が発展してきた側面があります。この制度は、基本的に国内における排出事業所単位の報告であり、企業単位あるいは連結グループ単位ではないことから、多くの企業はこの SHK 制度をベースとしながら、CDP 等のグループ報告に対応するための仕組みを、それぞれ構築されてきたと認識しています。この排出量の算定方法に関して、GHG プロトコルと温対法の制度との間には、いくつか差異があるとは考えておりますが、算定方法自体に大きな差はないと考えております。

SHK 制度の排出量を活用する際にもっとも大きな課題となるのは、報告の対象期間のギャップと考えています。温室効果ガス指標の重要性、そして、その有用性確保の観点からは、報告の対象期間を財務情報と合わせることを大事だと思います。例えば、東日本大震災やコロナ禍の際には、期間によって生産量及び排出量の大きな変動がありました。このような特殊要因がない場合であっても、生産量やそれに伴う排出量というのは、年によって、期間によって変動します。財務諸表と温室効果ガス情報の報告期間にずれがあると、生産額当たり排出量などの炭素集約度の指標によるベンチマークや、排出量パフォーマンスの要因分析が、かなり難しくなってくると思います。この意味で、私自身は、本来的には原則通り同一報告を求めていくことが必要と考えております。

一方で、日本において、そもそも有価証券報告書の提出期間が決算日後3か月とい



日本公認会計士協会
テクニカルディレクター 森 洋一氏

うこと、そして排出量測定の実務に関する成熟度合いということを考えますと、両者の報告期間を一致させていくことに一定のハードルがあることも、理解をしております。したがって、例外的な規定を設けるというよりは、一定期間の移行措置を設けることによる対応が良いのではないのでしょうか。また、報告期間の一致のために早期の算定が可能な仕組みの整備も必要です。企業においては、情報収集プロセスの構築やシステム化、特に月次ベースでの排出量のモニタリング等が考えられますが、これに加えて温対法の制度そのものにおける、排出係数の算定の早期化や、情報収集が容易になる、早期に実施可能な仕組みの構築、そして見積り情報の活用といった手当をすることによって、財務情報と一致させた期間での報告を早期に実現していくことが重要と考えております。

司 会 ありがとうございます。高村委員は、以前の委員会の中でも、制度整備の必要性について触れられていましたが、ご意見いただけますでしょうか。

高 村 まずこの IFRS S2 号に対応した「気候基準（案）」は、日本版のテーマ別の基準として初めてのものであり、より具体的な特定のテーマについて基準を作成し、ドラフトとしてお示ししているものです。気候関連の情報開示は、ご存じのとおり「気候関連財務開示に関するタスクフォース」の提言（以下「TCFD 提言」という。）のプラクティスも企業の中で進んでおり、プライム上場企業は TCFD 提言に準拠した開示を既にここ 2 年ほどなさっているかと思えます。皆様からもありましたように、日本では、2006 年から、既に温対法の SHK 制度のもとで、スコープ 1 及びスコープ 2 に該当する排出量については、多くの企業に報告をしていただいております。プライム上場企業を優に超える、1 万を超える企業が対象になっていますので、いま「気候基準（案）」に基づく開示の適用対象として想定をされている「プライム上場企業ないしはその一部」に該当する企業は、多くが温対法の SHK 制度の対象になっているかと思えます。なお、関連するエネルギーの使用量については、省エネ法の下で何十年という長い報告の蓄積があります。

今回の「気候基準（案）」の開発を踏まえて、大きく 2 つ申し上げたいと思います。1 つは、森さんが述べられた財務報告との同時報告についてです。今回開発をした基準はいずれも、シングル・マテリアリティ、つまり投資家の決定に影響を持つ情報を重要性のある情報として開示を求めるという考え方に基づいています。そのような観点からは、菊池さんもお話された点ではありますが、財務報告とのコネクティビティが重要であり、原則として同時報告だと思えます。これは、ISSB の国際基準の考え方もそうだと思います。ただし、制度的に必ずしも容易ではないというのはご指摘にあっ

たとおりで、3月末の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」でも発言をさせていただきましたが、温対法の下での排出量の報告期限が7月末までであり、その算定に必要なエネルギーの排出係数の修正が場合によっては5月頃に生じることもあります。できるだけ同時報告ができるように、温対法の報告期限を環境省、経産省をはじめ他の省庁と調整して何とか早められないかというのは1つの検討のオプションだと思います。もう1つの検討のオプションは、有価証券報告書の提出期限の「3か月」を後ろ倒しにする可能性がないのかという点です。同時報告を促進する制度的対応としてあり得るのではないかと思います。温対法の提出期限の調整も色々大変だと思いますけれども、有価証券報告書の提出期限を後ろ倒しにすることは、株主総会のタイミングや、さらには株主の配当決定のタイミングにも影響を与える事項だと思います。同時報告であることを原則としつつ、基準では制度の現状を踏まえた案をお示していますが、国として、企業がしっかり同時報告ができる、又はできるだけそれを可能にする制度整備を行うことが必要ではないかと思います。

それから2つ目は、スコープ3の開示です。この委員会の中でも意見が色々出た点ですが、今回の草案ではIFRS S2号に沿う形で開示を求めています。私もその形の開示に賛同した1人です。企業活動が直接的にサステナビリティ課題に対して影響を与える、結果としてそれが投資家の決定に影響を与えるとともに、人権などもそうですが、取引関係を通じたサステナビリティ課題への企業の対応のありようや、取引関係あるいはサプライ・チェーン、バリュー・チェーン全体への注意義務について、社会

的な関心も期待も高くなっており、その反映として投資家の注目度も上がっていると思います。スコープ3の排出量は、取引関係を通じた気候変動のリスク及び機会を識別して企業が対応するものであり、算定されたスコープ3の排出量の増減を単純に評価するための開示ではないと思います。むしろその開示された情報をもとに気候変動のリスク及び機会を企業がどのように考え、どう対応しようとしているかについて、企業と投資家とが意味のある対話を進めるための手段、あるいはツールとしてのスコープ3の開示と考えています。米国証券取引委員会（SEC）が、スコープ3の開示について義務的な開示事項から外したわけですが、国際基準や欧州の開示基準、米国でもカリフォルニアなどの州の対応も考えると、先ほど申し上げました算定された排出量の増減を単純に評価するというよりは、投資家との意味ある対応をしっかりと進めるための非常に重要な開示の情報であるという観点から、開示を進めることが必要だと思っています。

ご存じのとおり、いずれにしても開示が求められるのはマテリアリティのある情報に限られるということでもあります。温対法のもとでも、いまはスコープ3についての情報の提出を推奨するようになっていきます。しかし、同時に、スコープ3の開示には、情報基盤の整備や支援が不可欠だと思っています。特に、取引相手となるサプライヤーに中小企業が含まれているとすると、プライム上場企業ないしはその一部の企業がスコープ3の情報開示をしていくときにも、中小企業を含めた日本企業のこうした排出量データがしっかり把握をされ、うまくつながる情報基盤の整備が大きな課題ではないかと思います。

司 会 ありがとうございます。温対法につきましても、今後複数の制度での報告が行われる中での実務の負担と、原則として報告期間を合わせることによる情報の有用性のバランスをどのように考えていくか、またそれを SSBJ 基準において検討することだけでなく、制度の環境整備の中で、取組みを促進していくことが大事なのではな

いかというご意見かと思えます。また、スコープ3につきましても、米国証券取引委員会の規則を踏まえたご意見も伺っておりますので公開草案へのコメントも踏まえて、SSBJ の中で議論できればと思えます。

スコープ2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準

司 会 では、続きまして、スコープ2のロケーション基準とマーケット基準について、ご意見を伺えればと思えます。スコープ2の温室効果ガス排出の測定にあたっては、ロケーション基準とマーケット基準という2つの基準があります。ISSB基準ではロケーション基準とともに契約証書に関する情報の開示が求められていますが、SSBJ基準の中ではISSBと同様の取扱いを定めるか、マーケット基準の開示を求めるかについて、さまざまなご意見があったかと思えます。特に、この論点については、作成者の方々の意見も異なっていたかと思えますので、まず作成者の皆様からご意見を伺えればと思えます。

では、宮坂委員、お願いできますでしょうか。

宮 坂 作成者として、まず当社について申し上げますと、スコープ2はロケーション基準及びマーケット基準の両方を計測開示しています。マーケット基準には削減努力が反映されるため、比較的多くの企業で実務が浸透していると理解しています。一方、ISSB基準は、ロケーション基準に加えて契約証書の情報を求めています。今

回の公開草案は、国際基準との整合性の観点からロケーション基準をベースとしつつ、日本における実務の状況を踏まえて、契約証書に関する情報又はマーケット基準による情報を求めており、この公開草案について私は非常に合理的であると思賛同しています。1点気になった点は、契約証書に関する情報として何を開示すれば要求事項を満たすのかを、明確にするところまでは至らなかったと思っています。この点は実務の解釈などが進むにつれて明らかになっていくと良いと思っています。

ここからは余談になるかもしれませんが、



(株)三菱 UFJ 銀行 経営企画部
サステナビリティ企画室 室長 宮坂 充氏

ISSB がなぜロケーション基準を求めることにしたかという点について、改めてIFRS S2号の結論の根拠を読みました。マーケット基準については、契約上の関係及び企業の調達行動によって生じるリスク及び機会を利用者が理解できるようにするとあり、いわゆる再エネの調達などを考えると比較的クリアかと思っています。一方、ロケーション基準については、地域のグリッドの資源及びGHG排出に関するリスク及び機会を利用者が理解できるようにとあり、正直良く分からないと思っています。読みようによっては、所在する地域によっては排出係数が高いことがリスクであると言っており、そうなるに移転するような行動を促すことを期待しているのかとも読めてしまうので、これは本当にそうなのかというのはやや疑問が残ったところです。このような点も踏まえつつ、ISSBが、マーケット基準が市場の成熟度に応じて多様性があるということを考慮したうえでロケーション基準を求めたというあたりはクリアだと思いますので、グローバル・ベースラインとしての要求事項としては妥当と考えます。

司会 ありがとうございます。審議の中でも契約証書について、どのような開示を行えば要求事項を満たすのかが明確ではなく、マーケット基準の方が、より端的に企業の活動を示すのではないかというご意見もあったかと思っています。

それでは、峰雪委員、ご意見いただけますでしょうか。

峰雪 私も作成者側ではありますが、私はマーケット基準のみで良いのではないかという意見です。その理由につきましては、公開草案にも書かれていますとおり、

企業の排出量の実態を的確に表しているのがマーケット基準ではないかということであり、平均的なロケーション基準ではバーチャルな排出量になってしまうのではないかということです。さらには、今後さまざまな再生エネルギーのメニューが増えてくる中で、例えば、その価格が高くなった場合に、企業努力としてスコープ2を減らすために再生エネルギーを高い価格で購入するという判断をすると、財務情報としてはその高いコストが織り込まれる一方で、排出量の排出係数がロケーション基準であると、その削減努力が排出量の削減という形では反映されないことになります。したがって、財務情報とサステナビリティ情報のコネクティビティという観点からも、マーケット基準である方が望ましいのではないかと思っています。マーケット基準のみとすると、ISSB基準がロケーション基準のため、その同等性の観点で不一致になっていくとは思いますが、ここについては委員会の中でも意見がありましたし、いま宮坂委員もお話されましたが、国際基準がロケーション基準を採用した理由が合理的に納得しづらいと思っていますので、このあたりはむしろ国際基準の方がもう少し議論を深めていく必要があるのではと思っており、国際基準に対して問題提起をしてもよいのではないかと思っています。

司会 ありがとうございます。ISSBも、ロケーション基準とマーケット基準はそれぞれ有用であるとしつつも、マーケット基準については、国際的にみれば市場の成熟度によっては排出係数の入手が困難な状況があることを踏まえ、ロケーション基準を原則として求めることとした、というところもあろうかと思っています。本論点について、勝部委員はどのようにお考えでした

でしょうか。

勝 部 この論点に関しては、各企業のCO₂削減の取組みをどちらの基準が適切に表現でき、利用者に理解いただきやすいかがポイントとなります。基本的には国内のエネルギー政策を考えると、マーケット基準ベースが適切ではないかと考えています。私の会社はエネルギー事業者ですので、どのような背景であるのか補足しますと、国内のエネルギー自給率が大体1割ぐらいで、国際的に見ても非常に低いレベルにあり、残りは海外からの化石燃料の輸入に頼っています。カーボン・ニュートラルに向けて移行するためには、海外依存の化石燃料を、国産の再生可能エネルギーに置き換えていく必要があります、そのためには、需要側の取組みと供給側の取組みを両輪で強力に推進することが重要です。需要側の取組みというのは、例えば、太陽光パネルを屋根の上に置くなど、需要家自らが分散電源を設置して再エネ化をしていくという取組みで、一方、供給側は、発電事業者が洋上風力や、水素・アンモニア火力発電所などの開発・導入を進める取組みです。発電事業者の取組みは、基本的に需要家が再エネ由来の電気を購入する購買行動がインセンティブとなって促進されるメカニズムであり、この仕組みが可視化できるのが、需要家が購入した電力メニューのCO₂排出係数を加味したマーケット基準になります。したがって、投資家向けの情報開示においても、マーケット基準に基づき、各企業のCO₂削減の取組みを説明するのが適切と考えたものです。

さらに、これらの背景もあって、温対法等の制度設計は、マーケット基準でのデータ集計を行うようになっており、情報入手や企業間比較が、比較的やりやすい制度枠組みを作ってきているという実態もあり、

国内だけを考えるのであれば、マーケット基準を基本とすることで問題ないと思います。一方で、ロケーション基準は、国際的な比較可能性の観点で必要というのは理解できますので、ロケーション基準とマーケット基準を併記して開示することが、現状ではベストな選択肢と考えています。

司 会 ありがとうございます。

では、高村委員お願いできますでしょうか。

高 村 もう既にご発言があったことをなぞってしまいましたが、ISSB基準はロケーション基準で算定した排出量の開示を求めており、他方でSSBJの「気候基準（案）」は、ロケーション基準に加えて、マーケット基準で算定し、実態としての排出量を示すような情報の開示を求めています。マーケット基準で算定した排出量またはそれに相当する情報の開示の項目を入れることについて委員会の中で異論はなかったと思います。それは、開示主体である企業の皆様が、実際に排出係数の低い電力等の契約に切り替えることなどを通じて行った削減の努力がしっかりと開示されることが、企業の皆様にとっても自分たちの努力を示すことになり、投資家の皆様にとっても企業がいま足元で気候変動の移行リスクに対してどのように対応しているのかを知るためにも意味がある情報だということだと思います。マーケット基準については、勝部さんが先ほどお話されたように、国としても、カーボン・ニュートラルに向けてエネルギーを転換していこうと色々な諸政策を取っているときに、排出係数の低いエネルギーを需要家が調達をするインセンティブを与えるような国の政策との整合性という点もあると思います。温対法も、基本

的にはマーケット基準の考え方に立ってスコープ2の排出量の報告を求めており、企業の皆様の負担は増えないだろうという理由もあったと思います。それでは、なぜロケーション基準で算定した排出量を開示するのかというと、こうした日本の状況からすると当然の問いだと思いますが、先ほど中條先生がお話されたように、日本以外の法域において、場合によっては、マーケット基準の算定に必要な情報が入手できない、入手が難しい可能性もあるということで、国際基準は普遍的な要求事項にできなかったと思います。確かにロケーション基準については、国際機関などが、少なくとも国単位では算定に必要な排出係数を公表していますので、そのような理由なのではと思います。

もう1つ申し上げたいのは、マーケット基準による排出量の開示に代わる、いわゆる「契約証書に関する情報」というのが、ISSB基準の英語の文言は、若干分かりにくいと思っております、今回公開草案は工夫して書いています。エネルギー関連の契約についてはさまざまな契約の形態が出てきていると思っており、いわゆる非化石証書など、エネルギーの、特に、排出係数に影響を与えるような環境価値を取引するような形の契約もあります。こうした契約も含めて、スコープ2の排出量を投資家が理解することができるような、契約上の情報を出していただくという趣旨のものとして、この委員会では議論をしたと理解をしています。ただ、電力及びガスも含めたエネルギーに係る契約はさまざまですので、実際に開示をされる企業の皆様をはじめ、多くの方からぜひ意見をいただきたいところです。このような表現で開示の要求事項として理解がしっかりできるかどうかとい

う点は、ぜひご指摘をいただけるとよいと思います。

司 会 ありがとうございます。委員会の中でも ISSB 基準における契約証書に関する開示が明確ではない中で、SSBJ 基準を開発しなければならないという難しさがあったと思います。

では、菊池委員、利用者のお立場で、データを分析されたり、対話をされたりする中で、今回の提案についてご意見をいただければと思います。

菊 池 ロケーション基準かマーケット基準かという選択肢を2つ並べると、マーケット基準の優先順位で一番下にロケーション基準が入っているので、マーケット基準で一本化して何か問題があるのかという議論は、実はできるのではないかとはいえます。一方で、ロケーション基準が最終的に ISSB 基準で残った背景として、マーケット基準にしてしまうと、途上国などを中心としてそのデータが揃わないという問題や、マーケット基準で用いている各種のデータが、透明性が担保されているという確証が本当に取れるのか、というようなことがあったのではと考えます。もちろん、これは推定の話ではあります。投資家が一般に使っているデータベース上では、ロケーション基準とマーケット基準が混在している状況にあります。日本と同じように、電力自由化が進んでいる国における開示に関しては、ロケーション基準とマーケット基準の両方を開示することが、現在の法定開示外の任意の開示では推奨されていることが多く、もちろん両方出してくださっている会社も結構あるのですが、どちらか一方だけ開示する会社もあります。繰り返しになりますが、データベース上は、ロケーシ

ジョン基準とマーケット基準が混在しており、比較可能性という点では課題を残しているといえます。ただ、ロケーション基準とマーケット基準の問題を日本でどのように今後考えていくかということに関しては、日本の全体としての電源構成の問題や、送配電網の問題などが存在しており、企業の努力が、ロケーション基準では必ずしも反映されないところが出てくるので、どのように企業の努力を数字上でも明らかにするかという観点は重要になってくると思います。公開草案で提示している、両方開示できますという方針が、現時点の日本においては一番良い選択肢ではないかと思っています。

司 会 日本の状況とともに海外での開示の状況についても、共有していただきありがとうございます。

それでは、森委員、お願いいたします。

森 私もロケーション基準とマーケット基準、どちらの排出量も必要という考えです。まずロケーション基準だけでは足りないということについて、お話をさせていただきたいと思います。これはもう皆様ご指摘の点だと思うのですが、ロケーション基準に基づく算定においては、地域平均の係数を用いますので、各社がいま取り組まれている契約電力の選択や、さまざまな証書を活用した取組みといった削減努力が、排出量という指標上、反映されないという問題があります。こうした企業は、脱炭素、低炭素型の電力に、プレミアム、すなわち追加コストを払っています。極端な例ですが、ロケーション基準に基づく排出量では、追加コストを払い、再エネ由来電力で全電力を調達している企業と、石炭火力等の低コストの電力で全電力を調達している企業とがあった場合、両者のエネルギー使用量

が同じ前提ですと、温室効果ガスの排出量は同じ計算結果となります。この場合、前者の企業の財務諸表には、ネット・ゼロ達成のためのコストが反映されていますが、後者の企業の財務諸表には反映されていません。そうすると、財務諸表上は、経済的に負担しているコストが違うので差異が出てくるのですが、排出量情報に関しては差がない状態になります。

このような開示が、本当に気候変動リスクについての有用な情報を提供しているのか、財務諸表とサステナビリティ開示の統合的な利用に繋がるのかという問題があると思います。投資家による意思決定を誤らせる可能性もありますし、また、企業における低排出電力への投資意欲を減退させるという影響もあるかと思います。加えて、先ほど菊池さんをご指摘されていましたが、投資家の方々はデータベンダーの情報を使われているわけですが、ロケーション基準のみの開示要請ですと、サステナビリティ情報に関するデータベースにマーケット基準の排出量がいつまでも載ってこないことにならないでしょうか。サステナブル・ファイナンスの浸透や電力市場におけるトランジションという観点で障害になりかねない課題と考えております。

さらにもう一点、目標と実績の整合性をどのように担保するのかという問題があります。多くの企業では、ネット・ゼロに至る排出削減目標は、基本的にマーケット基準の排出量で設定をされています。再エネ由来電力の調達等による排出量の削減を想定した形で目標が設定されていますので、実績がロケーション基準排出量のみですとマーケット基準ベースの目標値と整合しないという形になり、移行計画も含めた開示が繋がらないという問題が起きてきます。こうした観点から考えますと、私はマーケ

ット基準の排出量は不可欠な情報かと思っております。

一方で、ロケーション基準にもとづく排出量ですが、契約電力ベースの排出係数等に関する安定的な制度が整っていない国及び法域があり、日本企業でそのような海外の事業所をお持ちの会社も多いので、純粋なマーケット基準ベースの排出量を集計できないという問題があります。加えて、企業の削減努力、それはリスク及び機会と裏表ですが、温室効果ガス排出量の増減は、エネルギー使用量の増減と、エネルギー源の選択等による排出係数という2つのパラメーターの掛け合わせで決定付けられます。ロケーション基準ベースの排出量はエネルギー使用量の増減や操業地域のエネルギー政策に関するリスク及び機会を表す情報で、この点を明確に表すことのできるロケーション基準の排出量も必要と考えております。実務的にも、マーケット基準ベースの排出量を算定している場合、ロケーション基準の排出量は容易に算定できるはずです。

最後に、契約証書の情報について申し上げます。第一に、契約証書の開示では、そもそもマーケット基準で必要な情報は代替できません。また、企業は非常に多くの電力契約を結んでいますので、そのすべてを開示することはできず、その一部を開示しても、意味のある情報は提供できないと思います。

以上の点を踏まえますと、マーケット基準とロケーション基準の排出量報告を標準

的な実務としつつ、両排出量の差異について契約証書の情報等によって説明していくことが、企業のリスク機会や削減努力を効果的に説明できる有用性の高い開示でありますので、こうした実務が日本においてもグローバルにも広がっていくための取り組みを進めていくことが重要と考えております。

司会 ありがとうございます。今回の論点については、ISSBと同様の取扱いを定めたうえで、ISSBで開示を求めなかった、マーケット基準について、日本では有用であると考えられるため、選択肢として追加するという提案を行っております。さまざまなご意見があるかと思っておりますので、いただいたご意見を踏まえて審議を行っていただければと思います。



サステナビリティ基準委員会 常勤委員

中條 恵美氏

産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会）

司会 最後になりますが、産業横断的指標等の論点です。こちらは、ISSB基準の中では気候関連の移行リスク及び物理的

リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の金額及びパーセンテージの開示を求めています。また、気候関連の機会については、

気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額及びパーセンテージを開示することを求めています。委員会の審議の中では、SSBJ 基準の中で、この定めを取り入れるのか、又は取り入れる場合にどのように取り入れるかについて、さまざまなご意見がありました。

この点について、森委員、お願いいたします。

森 まず、前提として、気候関連のリスク及び機会に対応した資産や事業活動がどのようなものなのかに関する情報は、特に投資家の方、利用者の意思決定においては重要な意味を持つと思います。これは財務指標との統合的な利用という観点からも重要かと思います。特に、サステナビリティ開示及び気候開示に関する ISSB の取組みに 1 つ大きな影響を与えたものとして、責任投資原則（PRI）及び carbon tracker から公表された「Flying blind」というレポートがあります。この中では、財務諸表における気候リスクの評価が適切かどうか、隠れた負債やコストがあるのではないかと、機関投資家からの懸念が強調されており、監査人に対しても、非常に強いメッセージが提示されています。このような懸念があることを考えますと、サステナビリティ開示のリスク及び機会と、資産や事業収益との関係性は、何らかの形で示していくということも必要だと思います。

ただ、一方で、気候リスクの大きさや発現可能性というのは、同様の事業を営む事業体で似たような気候リスクの開示をする場合であっても、かなり差が出てくるのではないかと思います。その意味で、一律にリスクに対応する資産等の金額を開示することが、必ずしも利用者の判断を適切に導くかということ、そうではない状況もあるの

だろうと思います。

もう一点、我が国における課題としては、サステナビリティに関してのタクソノミを導入した EU とは違いまして、グリーンか否かを明確に区別して産業政策や金融政策を推し進めるような動きにはなっておりません。こうした環境を考えますと、リスク及び機会に対応する資産の定義についての判断は、企業によってかなり差が出ますので、そういった意味で、一律の金額開示を企業に対して求めていくよりは、リスク及び機会に対応した資産や事業活動、あるいはその規模についての説明をしっかりと促していくということが、投資家の情報ニーズや懸念に応えながら、企業における気候リスクへの戦略的な対応と、財務情報との実質的なコネクティビティを着実に高めていただく意味で有益なのではないかと思えます。そのような説明的な記述を、ある意味、データとして補完する情報としての財務数値が実務の中で広がっていくと、より良い開示になっていくと思っております。

司 会 ありがとうございます。それでは、勝部委員はこの提案について、どのようにお考えでしたでしょうか。

勝 部 産業横断的指標等については、TCFD 提言のフレームワークに基づく開示項目であり、企業にとっても、カーボン・ニュートラルの取組みを投資家にご説明するうえでは、重要な内容だと基本的には思っています。一方で、具体的な開示の内容について、その有用性と実務負荷のバランスは、もう少し議論する余地があると考えています。例えば、内部炭素価格や、移行リスク及び物理的リスクにおける定量情報が挙げられます。内部炭素価格について言うと、確かに将来の炭素価格による事業の

財務影響や、投資判断影響などを企業がどのように考えているのかは重要ですが、内部炭素価格の価格自体が本当に有用なのか、という点には少し疑問を持っています。なぜかというと、カーボン・プライシングの制度設計が正にこれからですし、環境価値市場自体も整備の過程にあって、どれぐらいの価格になるのかも分からないので、おそらく现阶段で内部炭素価格の開示をしたところで、会社によって大きく幅がある数値感になってくると思います。こういった現状を踏まえ、何が最適な開示内容であるかは、今回のパブコメで皆さまのご意見も聞いた上で、議論を深めていく余地があると思っています。

移行リスク及び物理的リスクについては、実際に当社で統合報告書を作るうえで、極力定量化を目指しているものの、かなり負担がかかるのが実態です。また、今後、財務とのコネクティブティが問われることから、さらに経理部門や企画部門と調整をしつつ、数字の精度を高めていかなければならない、という課題も残っています。したがって、今回の公開草案で、定性情報で補完して、投資家にご説明できる内容になったのはベターな提案と考えます。ただこの点については、これから色々な各企業の情報開示のプラクティスが出てくるため、利用者と作成者双方にとってメリットのある事例の蓄積をもとに、将来的にガイドライン等の形で取りまとめられていくことを期待します。

司 会 ありがとうございます。企業の取組みとして、定量的な情報開示をしようとされている中でも、難しい場合があり、対応をご検討されているところかと思えます。審議の中では、定量的な情報ができない場合には定性的な情報の開示を求めるこ

とも考えられるというご意見もありましたが、高村委員のご意見はいかがでしょうか。

高 村 いまご指摘いただいたのが、気候関連の移行リスク及び物理的リスクについて、どのような指標で開示をするのかという開示項目についての議論に関わるところだと思います。ISSB の国際基準の趣旨でもあると思いますし、先ほど森さんからもご指摘があったように、企業が直面している移行リスク及び物理的リスクについて、何らかの定量的な情報が示されることが、開示をする企業にとっても投資家にとっても有用であるとの理解に立っているのではないかと思っています。他方で、SSBJ の基準では、ISSB の開示項目に1つ選択肢を付け加えた形になると思いますが、移行リスクあるいは物理的リスクに対して、「脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報」というものを開示項目に追加して入れていると思います。何らかの定量的な情報が利用者にとって非常に有用であるという側面があるとともに、ISSB の基準自身もかなり一般的な定義をしており、ある意味で開示する企業に裁量の余地を与えていると思っておりますが、どういう情報が適切で、どういう方法論で脆弱な資産又は事業活動の金額あるいはパーセンテージ又は規模を示していくかは、開示をする企業が模索をされている過程にあるように思います。例えば、物理的リスクについて、気温が上がったときに屋外で労働される従業員が多い業種の企業は、労働コストの上昇などの形で、実際にそれは財務にも影響があると思います。特に、建設関係の企業は、暑熱によって労働時間を短縮する必要がある、従業員の数を増やす必要があるなど、それらがどのような形で財務に影響を与えるのかを定量的に示そうと、一定の方法論を作っ

てらっしゃいます。暑熱という特定の物理的リスクについて、そのような模索がされていると思いますが、物理的リスクについても移行リスクについても、業態によっても、色々なものがあり、さまざまな手法で財務影響を試算し得ると思います。これは、開示をされる企業の実践の蓄積、それからそれを読み込まれる投資家の皆様の経験の蓄積によって洗練されていくように思います。その意味で、今回の SSBJ の公開草案は、特定の方法論を示すというよりは、開示をされる企業に一定の裁量を与えるような一般的な定めになっていると考えておまして、それは、いま申し上げた今後の開示の蓄積、投資家の皆様との対話を通じて改善をしていくことが織り込まれた定めになっていると思っております。この規定ぶりは意見をいただきたいポイントでもあると思っております。

もう 1 つは、内部炭素価格についてです。これは、委員会の中でも随分議論があった点だと思えます。既に、意思決定に用いていると開示されている企業も増えておりますし、TCFD 提言に基づく開示あるいは CDP への対応などで進んできていると思



東京大学

未来ビジョン研究センター 教授

高村 ゆかり氏

います。私の理解では、投資家の皆様から非常に有用な情報であるという評価をされていると思います。国際基準でも SSBJ の公開草案でも、内部炭素価格の開示は、用いていない企業に内部炭素価格を設定して開示することを求めるわけではなく、用いている企業に、どのように使っているかを開示することを求めるもので、企業に過度の負担をかける開示項目ではないと思っています。懸念される点の 1 つに、例えば、内部炭素価格の水準だけを見て企業の取組みの優劣ないし評価を決めるのではないかということがありますが、そのような使われ方は想定されていないと私は期待をしています。つまり、先ほどのスコップ 3 の排出量と同じですが、内部炭素価格に関する情報を開示する企業と投資家の間で、意味ある対応を進めるための手段及び情報として有用なものとして、必要な開示項目だと思っております。

司 会 ありがとうございます。可能な限り定量的な情報を開示することが有用であるという一方で、その金額がどのように受けとめられるかを、作成者の方々は懸念されているところもあるかと思いますが、宮坂委員、ご意見いただければと思います。

宮 坂 産業横断的指標等のリスク及び機会について、今回の公開草案は、私としては妥当な案であると思っています。戦略のパートに財務的影響の開示を求める要求事項があると思いますが、そこでは定量情報を開示できない場合の定めがある一方で、このリスク及び機会については、IFRS S2 号の結論の根拠において、測定の不確実性を伴うことによって課題に直面する場合があるというコメント提出者の意見が掲載されているものの、それを受けての定め

であることがなかなか読み取れず、合理的で裏付け可能な情報を用いるということをもって対応しているようにも見えます。したがって、それ以上の理解が深まるような解説がなかったという印象を受けています。先ほどもありましたが、本項目において「脆弱な」や、「整合した」という定義がやはり明確ではなく、特に、金融機関において脆弱な資産というと、顧客そのものを指してしまうようなケースもあるため、この項目の定義や解釈については、今後の明確化や実務の成熟を期待したいところであると思っています。SSBJの議論において事務局の皆様から、この点ISSBはTCFD提言の内容をそのまま取り入れたと言うことも伺いましたが、TCFD提言が任意のフレームワークであるのに対し、我々の場合は法定開示を前提とした基準開発であり、定義が明確でないまま定量情報を求めるというのはやはり慎重にならざるを得ないと考えますので、今回、規模に関する情報についても認めることは、公開草案として妥当と思っています。

司会 ありがとうございます。国際的にも「脆弱な」や、「事業活動」の定義が明確ではないという意見もあると聞いています。

これらは、これまでTCFD提言でも開示が推奨されてきましたが、利用者の立場で、定量的情報の有用性について、菊池委員からご意見いただけますか。

菊池 TCFD提言の話が繰り返し出てきましたので、TCFD提言における開示がどうなっているかについてお話ししたいと思います。開示されている項目をグローバルと日本の主要企業だけで比較してみると、戦略に関しては日本の方が、グローバルと

の比較で積極的に開示を行っている傾向が出て一方、指標及び目標に関しては、グローバル比較で日本はやや劣後しているという状況が、数字上はあります。TCFDのステータス・レポートや、東京証券取引所の調査による数字を比較してみると、この状況を確認することができると思います。その開示内容のプラクティスがどうなのかを見てみると、日本においてベスト・プラクティスとして取り上げられるような企業と、TCFDのステータス・レポートでベスト・プラクティスとして取り上げられる企業の実例において、単一の数字で開示されているものが、現時点では少ないという状況になっていると思います。実務上は、high・mid・lowのような水準感や規模感を開示している例が実は多いのではと私は委員会の中でも発言をしましたが、このような現状をどのように考えるのかという議論が、ISSBには若干薄かったのではと感じています。ISSB基準に示されている具体的な例では、企業活動の一部を切り出したようなものが多く、企業全体としてどのような開示を行うかの参考例には必ずしもなっていなかったところがあると思います。したがって、まさにリスクと機会における課題をどのように読み取っていくか、どのように対応していけば良いのかという難しい問題があると思います。

ここから先がユーザーとしての話となりますが、気候変動に関するリスクに関して、物理的リスクと移行リスクのそれぞれのリスクの開示における難易度を分けて考える必要があるのではないかと考えています。物理的リスクに関しては、業界によっては完全にモデル化をし、物理的リスクの開示について一定の統一化を目指していらっしゃるようなところもあり、定量化の努力は進みつつあると認識しています。一方で、

移行リスクに関しては、シナリオ分析のようなものもかなり取り入れざるを得ないという現状があるので、難易度は依然として多くの産業で高いのだらうと思います。したがって、何をもって規模とするのかについては議論があるかとは思いますが、規模という概念を入れた SSBJ 基準は、投資家としても現実解として賛同できるものではないかと考えています。ただ、目指すべきところを単一の数字とするならば、日本においては、さまざまな企業が出す数値との関係性も考えないといけないと思っています。日本における情報開示で特徴的なのは、売上や利益の予想を大半の会社が出されているところと、中期経営計画という名のもとに3年先・5年先の目標数字を実数として開示されている企業が多いことです。このような開示は、グローバルでみると少数派で、ここでの要求事項が、企業の目標数字の開示にどのような影響をあたえるのかという議論が少し置いていかれていると思います。具体的には、リスクとして定量的な数字を出している限り、中期経営計画においてどのような影響があるのかというような議論を惹起してくる可能性があるため、企業と投資家の間で、解決策について議論を進める必要があると考えています。

最後に、ユーザー側の希望として1つだけ付け加えさせていただくと、多岐にわたる情報開示を求める基準になっているため、懸念するのがボイラー・プレート化ということでもあります。開示だけは素晴らしいけれども、ユーザー側にとってはあまり参考にならない内容になってしまうと意味がありません。それぞれの企業の経営に即した、いわゆる本当にマテリアルな情報とは何なのかという観点を突き詰めて開示していただければと思っています。また、リスクはある程度色々なスタンダードやガイダンス

を参照しながら共通の開示が必要になってくるとは思いますが、機会に関してはむしろそれぞれの個社独自の目線の方が重要になってくることも少なくないと思いますので、脱ボイラー・プレートを目指したこの基準の使い方を考えていただければ、ユーザー側としては非常に良い開示になるのではないかと期待をしています。

司 会 ありがとうございます。物理的リスクと移行リスクの開示の難しさの違いなど、さまざまな観点で、事例を分析いただきありがとうございます。

TCFD 提言の開示でも金額やパーセンテージについて、単一の数値を開示する事例はまだ少ないということですが、作成者の方々としては、そのような要求事項があると真摯に受けとめられるかと思っています。この点について、峰雪委員、どのようにお考えか伺えますか。

峰 雪 いま仰られたとおり、作成者側は、基準として出る以上は真面目に取り組むというのが、日本の企業の基本的なスタンスだと思っております。そうした中で、皆様が述べられたように、移行リスクや物



日本製鉄(株) 財務部部長

峰雪 輝史氏

理的リスクに対して脆弱な資産の定義とは一体何なのかという点が非常に曖昧模糊としているため、どのような場合に開示するのかというトリガーが、作成者としてイメージできていません。私は企業会計に長く携わってきていますが、例えば、減損会計になった資産と何が違うのか、そのような境目が出てくるのではと思っております。そのあたりのもう少し具体的なガイダンスのようなものが必要ではないかという意味で、私は基準として入れるのは構わないが、その適用については当面見合わせるべきではと思っております。改めて考えるに、財務情報と非財務情報のコネクティビティは非常に重要なアイテムだと思いますし、それを全く否定するものではありませんが、財務情報は、最近でこそ減損会計で将来価値を考慮するなど見積りといった将来情報の要素は入ってきているとは言いながらも、ベースにあるのは実績情報である一方、サステナビリティ情報は、実績というよりは将来、それも相当長期で不確実性が高い情報であり、これらをどう結び付けるのかというのは、この産業横断的指標等だけに限らず、全体を通じての課題と感じているところであり、そのあたりの議論を日本だけでなく、国際的にも、もう少し煮詰める必要があるのではないかと感じております。そのように考えると、脆弱な資産を開示したけれども、実際には脆弱資産ではなかった場合や、脆弱な資産として開示しなかったけれども、実際には減損会計を適用しなければならなくなった場合などの責任の有無や所在をどう考えるのかという点は、サステナビリティ情報は一般的に不確実性が高いだけに、このような責任論が生じる可能性は相当あると思っています。この論点は、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・

グループ」でも議論されていくのではないかと思います。やはりセーフハーバー・ルールの実装もセットで議論していかないと、作成者側としては書くことのリスク・書かないことのリスク、双方のリスクが大き過ぎるのではないかと考えております。そのあたりの議論の進捗とあわせて適用の時期を考えていくべきではないかと感じております。

あともう1つあるのは、このような情報が、投資家の皆様意思決定に具体的にどのように活かされていくのかというところが、作成者側として、いま一つ理解しきれていません。定量的情報が開示されると、数値そのものの妥当性を評価することが難しいでしょうから、どうしても比較可能性の中で、数値の多寡だけで意思決定されることが多いのではないかと感じてしまいます。このように定量的情報の背景にある考え方等の定性的情報があまり配慮されずに定量的情報が独り歩きをしていくことに対する懸念があるので、作成者の立場と投資家の立場について、公開草案のパブリック・コメントを通じてすり合わせをもう少しできたらと思っています。そのあたりはリスク及び機会に対する脆弱資産等だけでなく、内部炭素価格の絶対値そのものに関しても同じことが言えるのではないかと感じており、内部炭素価格制度をどのような考え方のもとで企業経営に活用しているのかという定性的情報に基づき投資判断することは可能ではないかと感じております。このように、定量的情報の開示に関する実務負荷と有用性のバランスについて引き続き議論させていただければと思います。

司 会 ありがとうございます。皆様、産業横断的指標等に関して定量的な情報を開示するという点については、望ましい

というお考えかと思えます。一方、ISSBが基準化した内容では十分な定義がなされていない中で、SSBJ 基準としては、金額又はパーセンテージの他に、その考え方を取り入れたうえで開示できる情報を開示していくために規模に関する情報の開示を取

り入れたということについては、実務的な観点では、コンセンサスが得られる内容ではないかと思っています。ただし、さまざまなご意見があるかと思えますので、公開草案に寄せられたコメントを踏まえて、審議をしていきたいと思っています。

その他

司 会 最後になりますが、全体を通じて、これから公開草案を読む方に、ご意見をお寄せいただきたい点や、お伝えしたメッセージがあれば、いただければと思います。それでは、勝部委員からお願いいたします。

勝 部 繰り返しになるかもしれませんが、企業にとってカーボン・ニュートラルを進めるうえで、温暖化対策やGX等の行政の制度設計と、投資家からのご意見というのは、双方とても重要なドライバーになっています。特に、投資家向けの情報開示に関して言うと、気候関連のリスク及び機会の開示が求められていますが、リスク側

ではリスクの顕在化を防ぎ、又はボラティリティを抑え、機会側では事業成長の可能性を戦略に落とし込み、さらにはこれらの情報を投資家とのエンゲージメントを介して精錬させていくという、会社にとっても非常に意義のある活動であると思っています。先ほど菊池委員からボイラー・プレート化の話が出ましたが、開示すること自体を目的化するのではなく、各企業の戦略を、投資家とのエンゲージメントにより理解を深め、フィードバックを介してさらに改善していくという正のループに有効なツールにすることが理想像と考えています。この意味で、色々な方のご意見をいただき、実際に開示事例の積み上げを加味して、さらに良いものにしていくために継続した議論が必要と思います。

司 会 ありがとうございます。それでは、菊池委員、お願いいたします。

菊 池 投資家がどのように開示された情報を使うのかといった質問がたくさん出てきましたので、そのうちの一部に回答したいと思います。例えば、内部炭素価格に関して、本当に投資家は必要なのかという意見をいただいたと認識をしています。基本的な考え方としては、内部炭素価格を含め経営判断に使っているものは、情報の非



東京電力ホールディングス(株)
秘書室 社長付部長

勝部 安彦氏

対称性をなくすという意味で、ぜひ開示していただきたいということです。もちろん企業秘密であるとか、参考程度で、経営判断にはあまり使っていないことという情報であれば開示する必要はないと思いますし、内部炭素価格に関しては、もし使っていないのなら開示する必要はないという基準案になっていると思います。なぜこのような数字まで必要なのかというと、企業がさまざまな投資をどういう基準で考えるのかという点と密接に関係してくるからであり、投資家という立場では非常に重要な情報になります。それから、内部炭素価格をはじめとして、その数字を出したら独り歩きするのではないかと、というご懸念に関しては、経営戦略とセットでの開示が重要になってくると思います。経営戦略との関連が不明確なまま数字だけが開示されると、独り歩きしてしまうという現象に繋がってくると思いますので、企業がそれぞれ何を考えているのかというストーリーの中で、明示的に数字を説明に使っていただくという格好になれば、投資家にとっても非常に有用な開示になると思います。

経営戦略との関連という点では、つながりということ、気候変動の開示に関しても重視していただきたいと考えています。4つのコア・コンテンツのつながりについては語られることが少なく、つながりという点と財務とサステナビリティのつながりということばかりに議論がなりがちなのですが、ISSBの中にもつながりはこういうことも指すというのは書いてあったと思います。4つのつながりが明確になることによって、先ほど申し上げた経営戦略との関連性が明確に出てくると思いますので、コア・コンテンツ間のつながりも重視していただきたいと思っています。

最後に1つ、こういった気候変動開示が、

企業経営にプラスに働かないと意味がないと思います。「開示のための開示」という表現が使われることがあります。これでは本当に負担を増やすだけになってしまうため、いかに企業経営にプラスに使っていくかという視点が求められると思います。気候変動をはじめとするサステナビリティ情報の開示に取り組むことで、企業組織に横串を入れることができるのではないかとことや、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進のきっかけに使えるのではないかと個人としては訴えているのですが、企業経営にいかにプラス効果を生み出すかという観点でこの基準を使っていただくと、議論に関与したものとしては大変ありがたいと思っています。

司会 ありがとうございます。それでは、高村委員、お願いいたします。

高村 3点申し上げたいと思います。1点目は、「適用基準（案）」と「一般基準（案）」の両方と合わせて「気候基準（案）」を読んでいただきたいということです。宮坂さんのご発言の中にもあったかと思いますが、「合理的で裏付け可能な情報」や、開示が求められる「重要性のある情報」、これらはあくまで代表的なものです。サステナビリティ開示基準の「適用基準」と「一般基準」も踏まえて気候開示をしていただくという作り付けで基準も開発してきましたし、その中での用語の定義あるいは考え方も踏まえて、この公開草案を見ていただきたいというのが1つ目です。

それから2つ目は、色々な具体的なテーマのところでお話がありましたが、サステナビリティ情報あるいはその開示は、これまでの財務情報とかなり異なるタイプの情報であり、ある意味で確立した財務情報の

開示とその監査及び保証とは、maturity の水準が違う、そうした情報に関する開示であり、開示基準だと思います。そのような意味では、日本的にはなじみがないかもしれませんが、基準を用いて実践しながら改善をしていくという基準開発の発想に割り切った方が良いのではと個人的に思っております。言い方を変えると、開示をする側にとっても、どう開示していくか、情報を使われる投資家の側も、この基準をどのように使って企業の評価をしていくかについて、双方にまだ課題もあると思っております。開示の実践を通じながら、開示される情報と基準の改善をしていくものと考えて、対応した方がよいのではないかと考えています。

最後に、先ほど峰雪さんがお話された点に関わりますが、サステナビリティ情報とこれまでの財務情報との違いを踏まえたときに、保証がどうなるか、どこまで求められるか、どの情報についてどのような水準で求められるかによって、企業として開示の容易さや負担も変わってくると思います。それは保証する側である、監査法人や公認会計士の方々にとっても同様です。その議論は金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で行われるだろうと思いますが、サステナビリティ情報の保証について、基本的な考え方、政策的な方向性をしっかりと議論して決めていくことが、SSBJ がより良い開示の基準を作っていくうえで大変重要かと思っています。

司 会 ありがとうございます。それでは、峰雪委員、お願いいたします。

峰 雪 総論の観点からは、世界的にサステナビリティ情報の開示基準がアルファ

ベット・スूपだと言われている中で、国際基準との整合性という前提はあるものの、今回日本版としても、ある1つの形を提示したことに 대해서는、非常に有意義な基準であると思っております。そうした中で、実績情報中心の財務情報と、将来情報が中心になってくるであろう非財務情報を、どうコネクトしていくのかについては、息の長い議論になると思っております。また、企業会計基準は、既にある実務慣行を集約したという、ある土台があった上での基準であるのに対して、サステナビリティ情報の開示基準は、何も無いところから作っているという違いもあろうかと思っております。これらを踏まえると、サステナビリティ情報の開示基準が、いきなり100点の基準になるとも思えませんし、そのような基準に従った開示も、いきなり100点ということにもならないのではと思います。さきほど高村委員も述べられたように、作りながら良くしていく、幅を許容するようなスタートの仕方について、保証との兼ね合いで難しいのかもしれませんが、そういった試行錯誤、トライ・アンド・エラーをしながら情報開示の品質を向上させていくことが重要なのではと思っています。

一方、各論の観点からは、スコープ3の Kategorie や、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の間のバランスなどは、産業ごとに振れ幅がかなり大きいのではないかと想定されますので、その辺の配慮を含めた基準の設定であったり、運用であったりできないかと思っております。引き続き皆様と議論していきたいと考えております。

司 会 ありがとうございます。それでは、宮坂委員、お願いいたします。

宮 坂 個別テーマについて申し上げます。

す。意見が分かれた項目の中で、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の合計値があったかと思えます。結局、公開草案としては、合計値を求めることになりましたが、その背景としては、利用者の立場としてはその合計を把握して企業理解をすることや、企業が目標設定をしているケースがあること、あるいは数字を足すだけなので容易ということがあるかと思えます。一方、結論の背景にも記載がありますとおり、スコープ1、スコープ2及びスコープ3について、削減に向けたマネジメント・アプローチなどがそれぞれ異なる場合もあり、画一的に要求するのは望ましくないのではないかということもあったかと思えます。例えば、私どもは、4月1日にClimate Reportを発行し、改めて自社のスコープ1、スコープ2及びスコープ3を開示していますが、金融機関の場合、ファイナンスド・エミッションが非常に大きくなることは、ご理解のとおりかと思えます。投融資先のスコープ1及びスコープ2を集計した当社のスコープ3は、スコープ1及びスコープ2の1,000倍という結果が出ています。さらに、投融資先のスコープ3まで含めた当社のスコープ3は、スコープ1及びスコープ2の5,000倍となっています。加えて、私どもの投融資先のファイナンスド・エミッションのデータ収集は、1年遅れになることがもうほぼ見えています。こういったことを踏まえると、これを合算すると、やはり逆にその判断を誤らせることもあるのではないかということを変更して申し上げたかったというのが1つです。

もう1つ、公開草案が公表されて、実際に自社に当てはめる、自社内で周知するといったことで、改めて基準を見直しているのですが、やはり皆様がお話されたように、「適用基準(案)」にある、バリュー・チ

ェーン、重要性、リスク及び機会、合理的で裏付け可能な情報といった用語は、非常に解釈が難しいと実感しています。これまでは任意開示だったので、比較的阿吽の呼吸できていたものが、文書化やしっかりとしたプロセスの構築が求められるということかと思っています。確か委員会の場でも、開示基準であって、新たな取組みを求めるものではない、というご説明があったかとは思いますが。とはいえ、やはり基準に準拠した開示に取り組もうとなると、決してそれだけでは済まない部分があると思えますし、開示をテコに取組みを高度化していくということに繋がっていくと良いと思っています。

司 会 ありがとうございます。では、森委員、お願いいたします。

森 基準策定の議論に参加させていただく中では、「意味のある開示」に向けた取組みをどうサポートできるか、ということに常に意識しています。最も避けるべきは、ボイラー・プレート化した開示であり、過度に保守的な実務が広がってしまう状況であると考えています。誰にとって「意味がある開示」かということ、直接的には、情報利用者である投資家の方にとっては、本質的には、企業にとって、そして、より広く資本市場、さらには社会全体にとっても有意義な開示となることが重要だと思います。そもそもサステナビリティ開示が必要とされるのは、気候変動などのサステナビリティ関連リスクが顕在化している状況において、そのリスク及び機会の状況を明らかにすることによって、資本市場における資源配分を通じた形での円滑な移行をサポートしていくような仕組みが必要だからです。そのような観点から考えます

と、基準による開示実務の底上げと比較可能性確保は重要である一方で、開示が過度に比較可能性に焦点を当て過ぎること、基準への形式的な準拠のみが優先されてしまう状況は望ましくなく、企業の状況を適切に反映し、重要性のある課題に焦点を当てるとともに、企業における価値創造プロセスを前提とした、つながりのある開示が広がり、そうした実務が継続して発展していくことが重要なのだらうと思います。

例えば、企業としてどのような気候変動のリスク及び機会を認識しているのか、ビジネス・モデルの転換やイノベーションを含む戦略をどう構築しているか、どのようなアクションを取っていて、その結果としての実績がどうか、こうした経営を支えるマネジメント体制やガバナンス体制がどのように構築されて、運営されているのか、これがまさに IFRS S2 号及び我々の気候開示の基準の大きな構成です。IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」の結論の根拠では、企業の外部環境やビジネス・モデル、戦略に反映した形でリスク及び機会を評価していくことが必要であることが強調されています。抽象的な表現となりますが、一步踏み込んだ開示、前向きな開示が広がっていくための後押しや環境整備も必要だと思います。

制度開示となり、基準に対しての準拠が求められ、さらに第三者からの保証が付されていくと、報告主体や保証主体に責任が発生します。開示情報の信頼性を確保する

うえで、責任関係が明確になることは重要なことですが、その一方で、先ほどご指摘があったセーフハーバーが必要などところについては、制度上担保していくことも考えられます。また、保証についても、監査と同じような保証のアプローチで本当に良いのかという問題があるかと思います。何に対して、どのような観点で、どのようなアプローチで保証していくのか、利用者のニーズにかなう保証は何なのだろうかと、いったところを、しっかりと検討していく必要があると思っています。

司 会 ありがとうございます。

公開草案自体は、国際的な基準との整合性を重視したような提案となっていますが、その背景としてどのような議論が行われていたのか、また基準の提案だけでなく、制度や運用も含めてどのようなお考えのもとで案を出されていたのかがよく理解できました。この座談会が、今後、公開草案に対してコメントをお寄せいただく方の参考になると考えております。

それでは、以上をもちまして座談会を終了させていただきます。本日はご意見いただきまして、誠にありがとうございました。

(本座談会は、2024年4月4日に開催されました。)

以 上